平成２３年（フ）第１１９号
千葉県山武市板附346番地
破産者　金澤　　豊
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第４５８号
神奈川県大和市福田６丁目10番地１　エステート山下205
破産者　嶝　　公一
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２７７号
横浜市南区浦舟町１丁目１番地　セイコウビル301
破産者　檜垣　　滋
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５４２号
横浜市青葉区千草台33番地３　テラスセブンF
破産者　森山　祥子
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６２８号
横浜市神奈川区羽沢町1765番地２　パラシオン羽沢403号
破産者　津谷知江子
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６６３号
横浜市南区睦町１丁目22番地５　ライオンズマンション吉野町南204号
破産者　泊　　敏博
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３８号
神奈川県横須賀市森崎１丁目２番17号　森崎栄田ビル3009
破産者　水谷　武夫
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２５５号
富山県滑川市下梅沢1479番地１　ホワイトプレイス104、前住所富山県中新川郡上市町若杉新１番地11
破産者　中島久美子
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２２号
北海道松前郡松前町字豊岡440番地の４、開始決定時の住所富山市二口町４丁目９番地５シャンブール303号
破産者　ビストロ　ラ・ヴィーナスこと　守山　進
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６７号
福井市春日町242番地24
破産者　宮崎　　巌
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７９４号
京都市中京区中筋通竹屋町上る末丸町541番地18　サンクタス鴨川別邸506号
破産者　金井　泰子
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２４号
熊本県荒尾市八幡台４丁目６番２号15
破産者　宮浦　浩幸
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第１０４３３号
東京都狛江市東和泉１丁目２－９－309
破産者　柿島　一成
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４４６６号
東京都板橋区赤塚３丁目36―20　ぱいんどあ成増Ⅱ203
破産者　千葉　秀一
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４６３０号
東京都立川市錦町４丁目12―11―118―203、開始決定時の住所東京都立川市錦町３丁目10―17―404
破産者　内田健一郎
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２００４９号
東京都江東区南砂２丁目３－５－214
破産者　小林　正敏
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０２２４号
東京都世田谷区北烏山６丁目32―13　メゾン・ドール烏山２―103
破産者　中崎　秀明
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部